

「南会津移住サポート推進事業」企画プロポーザル 質問への回答

2023年5月9日 福島県南会津地方振興局

No.	項目	質問	回答
1	委託料について	実施要領内に「予算が可決し、予算の執行が可能になったときに効力が生じる。」との記載があるが、支払いタイミングについて教えてほしい。	委託料の支払いに関しては、精算払いを基本としますが、必要に応じて概算払いを行うことが可能です。 なお、支払い等に関しては、契約締結の際に契約書により調整することとなります。
2	事業実施体制について	合同会社と個人事業主との共同申請（JV共同企業体）は可能か。	可能です。 なお、共同企業体（JV）による申請の場合、提出書類等の取扱いは、以下のとおりとします。 ○実施要領「7 企画提案書等の提出」の「（3）提出書類」について ・オ及びキ〜クについては、構成員すべてについて提出すること。 ・ア〜クの書類に加え、「共同企業構成員表（別紙1）」及び「共同企業体であることの証明書（別紙2又はこれに準じたもの）の写し」を提出すること。 ○業務実績について 業務実績について、出資比率20%以上の構成員の実績を記載すること。
3	Webサイトについて	Webサイトの事業期間終了後の管理方法は。	事業期間終了後、Webサイトは県が管理します。そのため、事業期間終了後に、Webサイトの運営方法等を県へ引き継いでいただくこととなります。
4		ゲストハウス等の宿泊を希望した場合、食事代は含まれるか。	食事代は含まれません。参加者負担となります。
5	滞在施設・期間について	ゲストハウス等の1泊あたりの上限額を定めることはできるか。参加希望者が長期滞在を希望された場合、予算的に厳しくなる。	生活体験者が滞在期間中に居住する体験住宅の家賃又は宿泊料については、委託料から支払うこととなります。予算内で収まる体験住宅等の選定を企画提案してください。
6		短期プラン1週間〜とあるが、参加希望者によっては仕事の都合などで1週間も滞在できない場合があると予想される。その場合少数泊（2〜3泊）×複数回の受け入れでも良いか？	仕様書（案）のとおり、体験プランは、只見町と南会津町でそれぞれ、1週間〜3週間程度の短期プランを2プラン以上、1〜3ヶ月程度の長期プランを2プラン以上は必ず企画提案してください。 なお、上記提案に併せて、社会情勢等を踏まえた本事業に活用可能な提案がある場合は、ぜひご提案ください。
7	地域の案内人について	「ア 事務局と連携して生活体験者のコーディネートやフォローを行う『地域の案内人』を各地域5名程度設置することとし、具体的に提案すること。」とあるが、只見町、南会津町各5名合計10名という認識でよいか。 また、上記案内人は只見町、南会津町に住んでいる必要はあるか。	「地域の案内人」については、只見町、南会津町を案内できる方を合計で5名程度設置することを想定しております。また、上記案内人は只見町、南会津に在住であることは必須ではございませんが、生活体験者のフォローアップができることは要件となります。併せて、南会津地域に詳しい「キーパーソン」であることが好ましいです。